

今後の微生物・ウイルス専門調査会における審議について

I. 調査会での審議開始の経緯等

今般、令和 6 年度の食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を実施すべき案件候補として、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリによる健康影響について」が提案された。その後、企画等専門調査会における審議結果を踏まえて、第 972 回食品安全委員会で、本件については微生物・ウイルス専門調査会にて審議することが決定されたことから、今後、調査会での審議の進め方等について、ご議論いただきたい。

【参考資料 1-1～1-4 を参照】

II. カンピロバクターの自ら評価（「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」（2009 年 6 月公表）（以下、「2009 年評価」という。））について

1. 評価の実施の経緯

食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項に基づき、自らの判断により食品健康影響評価を行う案件として選定、評価を実施した。

2. 2009 年評価及び当該評価後に食品安全委員会がこれまでにとりまとめたカンピロバクターに係る状況について

【資料 3 を参照】

3. 2009 年評価を踏まえたリスク管理機関の対応等【資料 4 を参照】

4. 2009 年評価をリスク管理措置の検討に活用する上で想定された課題等

- ・ 2009 年評価以降の研究等でも、食鳥処理場においてカンピロバクター陽性鶏群と陰性鶏群を区分処理する方法の有用性が明らかとなった。一方で、農場段階でのカンピロバクターの検査法を確立するための調査実施体制には課題があったこと、陽性農場と陰性農場が混在する中で、出荷時における鶏群の保菌状況を迅速かつ簡便に把握する検査法を普及することは簡単ではなく、食鳥処理場での区分管理の実施は、現状では困難と考えられたこと。
- ・ カンピロバクターの汚染除去に有効な対策になりうる新たな技術開発・研究も進展していたが、まだ試験段階のレベルのものも多く、実用レベルで使用可能な単一で有効なリスク低減策はないと考えられたこと。
- ・ 飲食店等でも生食等を嗜好する消費者のニーズが一定程度あると考えられ、

生又は加熱不十分な鶏肉料理の喫食が原因とされる食中毒事例がなかなか減少しない状況にあったこと。

等が挙げられる。

Ⅲ. カンピロバクターに関する近年のリスク管理機関における取組等

【資料 5、参考資料 9】

Ⅳ. 今後の微生物・ウイルス専門調査会での審議の進め方について

1. 考え得る食品健康影響評価の方向性（フロー図は参考資料 10 に示す）

(1) (案 1) Performance Objective (PO) (達成目標値) の設定に資する評価

国際動向、2021 年のリスクプロファイルにおける「求められるリスク評価」での PO の例示及び関係府省庁との意見交換等を踏まえて、PO の設定に資するリスク評価を実施してはいかがか。

(2) (案 2) 効果的なリスク管理措置の導入及び実施に関するリスク評価

(1) の PO の設定に係る評価と関連させて、フードチェーンの各段階で対策を講じた場合の微生物汚染低減効果を考慮した評価を実施することとしてはいかがか。(海外の評価例を参考として、バイオセキュリティ、飼料/水添加物(プロバイオティクス、プレバイオティクス、有機酸、バクテリオシン、バクテリオファージ)、ワクチン接種等。食鳥処理工程における区分処理、殺菌剤の活用等。)

【参考資料 2、5～8、10 を参照】

2. 評価の更新に当たって必要な検討事項等

2009 年の自ら評価のとりまとめ時点からの知見(公表論文、公表データ等)を中心に更新を行うこととする。評価の更新に当たって必要な検討事項等についてご議論いただきたい。

<評価対象の選定>

評価対象は、自ら評価の提案を踏まえ、引き続き「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」とすることでよいか。それ以外の対象食品、対象食品の範囲、ハザードの種類等の選択肢を考慮すべきかどうか。

<国際動向・参考とすべき評価/研究等を踏まえた評価方法の検討>

2009 年評価のとりまとめ以降、国際機関等において、フードチェーン

の各段階におけるカンピロバクターのリスク低減策等を示したガイドラインの策定・改定や、行動計画等の管理措置が導入された。また、欧州食品安全機関（EFSA）は、生産段階における有効な介入措置等についての評価を実施し、2011年及び2020年に公表した。直近では、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）がフードチェーンに沿った各段階での鶏肉消費に関連するカンピロバクター感染症を減少させるためのリスク低減/介入措置の特定と効果について評価を実施し、MRA46として公表した。

このようなカンピロバクターに関する国際動向を参考としつつ、どのように評価の見直しを進めていくか。

<研究事業成果の反映等>

2009年評価のとりまとめ以降、食品安全委員会が実施した委託研究により、カンピロバクターの環境抵抗性、生産段階及び食鳥処理段階での菌数動態、健康被害実態・食品寄与率に関する検討、新たな用量反応関係の構築等に関する成果が得られた。また、リスク管理機関で実施された検証事業、肉用鶏農場における汚染リスク低減のための研究や食鳥肉の汚染低減実証事業等の成果が公表されている。

国内におけるリスク低減策としての実行可能性についても検討した上で、これらの研究成果等を評価書に記載していくことが可能か。

<データの入手可能性>

定量データの集積状況、入手可能性の把握について。微生物等の過去の評価の実施に当たり、管理措置の検討に資する評価の基礎情報となるフードチェーンに沿った汚染データ等、特に定量データが十分ではないことが多い。また、入手可能なデータについても、地域が限定的である等、日本全体のカンピロバクター汚染状況を反映した評価の実施が困難であることが予想される。評価に向けてフードチェーンに沿った各段階で必要となる（収集すべき）菌数データ等、データの収集方法及び不足する場合の考え方等、どのような点を考慮すべきか。

汚染実態調査データ等の情報提供の依頼等については、リスク管理機関と引き続き協調していく予定。

<カンピロバクターに起因する健康危害情報の記載>

2009年評価では、ハザードによる健康被害解析の中で、ギラン・バレ

一症候群（GBS）も項目立てて記載したこと及びまとめの章「今後のリスク評価に向けた課題」において、GBS 等の合併症の発症機序の解明や治療法の開発の推進を挙げていることから、評価書の更新に際し、引き続き GBS についても健康被害解析の中で項目を立て、国内外の最新の知見を更新して記載する方向で検討することによろしいか。

<患者数データの取り扱い等>

患者数データについては、統計データ、研究による推計データも含め、評価に際し、どのようなデータを収集すべきか。また、入手可能性について検討が必要。

<その他>

上記以外に考慮すべき事項等について

3. 今後の調査会の審議スケジュール（案）について

次回以降の専門調査会にて、本日の審議内容を踏まえた評価の方向性等について議論を行い、作業の進行状況に応じて調査会での審議を進める。